

## 道州制特区推進本部参与会議 議事録

1. 日 時：平成20年3月21日(金) 7:45～7:55
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第2特別会議室
3. 出席者：(参与) 石井岡山県知事、高橋北海道知事  
(政府) 木村内閣府副大臣、  
素川内閣官房内閣審議官、山崎内閣官房内閣審議官、  
亀水内閣官房内閣参事官
4. 会議の様様

### (1)開会

[事務局] ただいまから、道州制特別区域推進本部参与会議を開催いたします。  
本日はお忙しい中御参集いただき、誠にありがとうございます。

### (2)木村内閣府副大臣挨拶

[木村内閣府副大臣] 昨年12月、北海道からの提案を受け、本日、道州制特区基本方針の一部変更案をとりまとめるために、本部会合を開催することとなりました。参与におかれましては、広域行政の推進のために講ぜられた背景に係る重要事項についてご意見をいただくとともに、その後開催されます本部会合にご出席いただきそれぞれの立場から議論に参画いただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- (3) 道州制特別区域基本方針の一部変更について
- (4) 道州制と区別区域推進会議について
- (5) 事務・事業の実施状況について

[事務局] 資料1をご覧ください。昨年12月の北海道からの提案を受け、資料1の次に付けております参考資料1のとおり政府の対応方針をまとめさせていただきました。このうち、番号に丸をつけております1、2、4、5について基本方針を改正する必要があり、資料1のとおり道州制特別区域基本方針の一部変更(案)をとりまとめたところでございます。具体的な内容につきましては、学校教育法施行令による公立大学医学部の学則変更の届出を北海道については不要とすることで、平成20年度中のなるべく早い時期に政令改正を行いたいと考えております。2では、労働者派遣制度による医師派遣先について、都道府県が決められるようにすることで、すでに政令改正を

おこなっております。3は、地方公務員法に基づく医師派遣先の拡大であります。具体的なニーズを見極めながらさらに継続検討とさせていただきます。4は、食品表示に係る措置命令について、都道府県域業者に対しては都道府県知事が行うことができるようにすることで、平成20年度中に政令改正を行いたいと考えております。最後の5は、水道法による水道事業の認可等に関する事務を北海道が行うことができるようにするというもので、平成20年度中のなるべく早い時期に政令改正を行いたいと考えております。また財源移譲については、平成21年度概算要求までに検討したいと考えております。

資料2をご覧ください。平成19年10月に構造改革特別区域推進本部及び地域再生本部等が地域活性化統合本部に統合されたこと等に伴い、道州制特別区域推進会議及び幹事会の構成員を改正するものでございます。

最後に資料3をご覧ください。平成19年4月から北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針に基づきフォローアップを行った結果についてご報告させていただきます。国から北海道に移譲された事務・事業については、北海道において適切に実施されているとともに、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組が行われており、広域行政の推進が着実に進展しているところでございます。以上でございます。

[石井岡山県知事]まず、参与会議は国と地方の協議の場というので、私たち地方の声を聞いていただく画期的なシステムであり、今後とも定期的開催していただければと思います。参与は知事会から2人任命いただいておりますが、是非、民間人や有識者といった方も今後加えていただきますようご検討いただき、適宜、参与会議を開催して道州制の議論を前に向けて加速できるようご配慮願います。

道州制特区の取組み自体は前回の参与会議でも申し上げましたが、全国知事会としても緊急アピールを発するなど、地方分権の推進を図る上で極めて大きな意義を持っていると、知事会としても、強く支援をしております。この度の北海道からの緊急提案を福田総理をはじめ、政府が前向きに取り組んでいただいていることに関しては高く評価をさせていただきます。

5番目の提案の水道法に基づく監督権限の移譲に伴う税源移譲について、財源移譲については平成21年度概算要求までに検討とありますが、地方分権の推進は権限移譲とともに税源移譲がセットで行われることが大原則でありますので、是非実現をしていただきたいと、私からもお願いを申し上げたいと思います。

[高橋北海道知事] 道州制特区推進法制定後、初めての北海道からの提案の実現に向けて、政府をあげて迅速かつ前向きに取り組んでいただいたことを心から感謝を申し上げます。提案は先般の参与会議でもご説明申し上げた通り、道内の深刻な医師不足など地域医療の崩壊に対処する提案であり、道内で発生した牛肉偽装事件、あるいは断水事故等で揺らいでいる食の安全安心への対処という提案であり、道民の思いのこもった提案でありました。そして道議会において全会一致で議決された提案として、申し上げたものであり、その重みを国においてしっかり受け止めていただいたことに感謝をしております。重ねて御礼をさせていただきます。

道州制特区の取り組みは将来の道州制導入を展望して、北海道が先兵として国から地方、道へ権限委譲を行うもので、今回の政府のご対応はまさにスタートを飾るものであると認識しております。概ね提案を認めていただき、石井知事もおっしゃりましたが、水道法に基づく監督権限の移譲について、平成21年度概算要求までに権限委譲とともにセットで財源移譲を検討するという事になっております。この財源移譲というのは道州制特区推進法の根幹、いわば魂というべきものでありまして、この点については、是非よろしく願い申し上げます。そして本日ご提案を申し上げたものに対する決定をいただくことに続きまして、さらに次なる提案については、粛々と検討を進めているところであります。そしてその中の1つに、観光というテーマがあり、昨年11月に、国の観光立国推進戦略会議で北海道洞爺湖サミット開催を契機に北海道を日本の観光モデルとして位置づけたいというご提言をいただいている中で、特定免税店制度の創設など国際的に通用する質の高い観光地作りを進めるために提案を考えているところでございます。今、道議会でもご審議をいただいているところでありますが、その議決が得られましたら、正式に、できる限り早く提案を実現したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

[事務局] 貴重なご意見ありがとうございました。それでは、この後開催されます本部会合におきまして、道州制特区基本方針の一部変更案を原案のとおりで諮らせていただきます。以上をもちまして、道州制特区推進本部参与会議を終了いたします。なお、本日の会議は非公開とさせていただいておりますが、議事録及び資料につきましては、後日公表いたしますのでよろしくお願いいたします。